

○犯罪捜査のための通信傍受に関する訓令

(平成13年11月13日訓令第19号)

この訓令は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）及び通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号）に定めのあるもののほか、奈良県警察における通信の傍受の実施に関し必要な事項を定めたものです。